

石川県公報

令和4年10月28日

第13553号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等	(医療対策課) 1	○特定調達契約に係る入札公告	(管財課) 4
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定	(水産課) 1	○農用地利用配分計画の認可公告	(農業政策課) 6
○土地収用法に基づく事業の認定	(監理課) 2	○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課) 6
		○土地改良区の役員就任公告	(同) 7

告 示

石川県告示第407号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和4年10月28日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
デジタル乳房X線撮影装置一式の納入及び保守点検業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和4年10月11日
- 落札者の名称及び所在地
丸文通商株式会社金沢支店
金沢市松島一丁目40番地
- 落札金額
42,350,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和4年8月30日

石川県告示第408号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和4年10月28日

石川県知事 馳 浩

- 西海第1加入区
 - 発起人の住所及び氏名
羽咋郡志賀町西海風戸ヌの8番地2 有限会社大興丸水産
羽咋郡志賀町西海風戸イの27番地1 大漁丸水産有限会社

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

総トン数10トン以上の漁船を使用して営む小型まき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。)第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和4年10月28日

2 西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ヌの54番地7 西海丸定置株式会社

羽咋郡志賀町西海風無レの4番1号地 坂本 睦夫

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

大型定置漁業又は総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業若しくは総トン数5トン以上20トン未満の漁船を使用して小型ベにずわいがにかご漁業、かご漁業及び底びき網漁業を併せ営む漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和4年10月28日

3 西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸ハの215番地の甲 柿本 秀樹

羽咋郡志賀町西海風無リの55番地の2 久木 喜久彦

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区(西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。)

(3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数5トン未満の漁船により行う漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和4年10月28日

石川県告示第409号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年10月28日

石川県知事 馳 浩

1 起業者の名称

かほく市

2 事業の種類

(仮称)外日角学童保育クラブ整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

かほく市外日角地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたもの

である。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、かほく市外日角地内を起業地とする「(仮称) 外日角学童保育クラブ整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業若しくは更生保護事業法(平成7年法律第86号)による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者であるかほく市(以下「起業者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第2項の普通地方公共団体である。

起業者は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

かほく市は、平成16年3月1日に旧高松町、旧七塚町及び旧宇ノ気町が合併したことにより誕生して以降、人口はおおむね横ばいで推移してきたが、平成21年度及び平成22年度において、連続して減少したことを受け、都市活力の低下や地域活動の衰退などといった問題を回避するため、早い段階から、人口の減少を抑止するための対策を講じてきたところである。

同市では、人口の流出・減少を抑制し、定着を図るため、市民を対象としたアンケート調査の結果を踏まえて平成23年3月に策定した「かほく市定住促進計画」に基づき、若者や子育て世帯にとって魅力あるまちづくりを目指し、新婚世帯を対象とした賃貸住宅に係る家賃補助や、不妊・不育治療費の助成制度、18歳までの子ども医療費の全額助成制度、45歳未満を対象とした戸建て住宅取得に係る奨励金など、結婚から子育てまでの経済的負担を支援することなどにより、定住人口の増加を図ってきたところである。

平成20年に内日角地区において大型の商業施設が開業したことや、平成25年にふるさと紀行『のと里山海道』が無料化されたことも相まって、かほく市立外日角小学校の通学区域(白尾地区、外日角地区、秋浜地区及び浜北地区)を中心に、新婚世帯や子育て世帯の転入が大きく増加し、平成27年度以降は人口が増加傾向で推移しており、平成30年度には、合併初年度である平成16年度の人口を上回るといった状況となっている。

こうしたことから、同校の児童数が増加傾向にあるため、同校の児童を受け入れている外日角第1・2・3学童保育クラブにおいては、利用申込数が定員を超過しており、暫定的な措置として、近隣の公民館を借用することにより、児童を受け入れている状況にある。

また、新婚世帯や子育て世帯の増加に伴い、近年は、出生数が平成16年度と同程度で堅調に推移していることから、同校の通学区域内においては、今後も、学童保育クラブの利用者は増加傾向で推移することが見込まれており、放課後における児童の健全育成に係る環境の拡充が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、令和2年3月に策定された「第2期子ども・子育て支援事業計画」において、保護者の就労支援や、放課後における児童の安全・健全育成のため、地域のニーズに応じた施設を整備する方針としており、今後も増加傾向が続くと見込まれる学童保育クラブの利用申込数に対応するため、新たな学童保育クラブを整備する本件事業が計画されたものである。

本件事業の完成により、増加する児童数に対応できる施設が整備されることとなり、今後も待機児童を生じさせることなく放課後児童健全育成事業を行うことが可能となるものであり、同市の児童福祉の向上に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業が動植物、埋蔵文化財等に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に規定する対象事業の要件には該当していない。また、本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されておらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のために特別な措置を講ずべき動植物も確認されていない

い。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

(ア) かほく市立外日角小学校と近接した場所であること。

(イ) 児童の通所に際して、安全性の高い経路を通行できる場所であること。

(ウ) 保護者の送迎に際して、自動車でのアクセスが容易な場所であること。

などの条件を全て満たす4か所の候補地で比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、申請案は、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、かほく市立外日角小学校の通学区域内において、放課後における児童の健全育成に係る環境の拡充が喫緊の課題となっていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

かほく市市民生活部子育て支援課

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和4年10月28日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

凍結防止剤 塩化ナトリウム（1 t 詰フレキシブルコンテナ） 予定数量9,500 t（最大14,800 t）

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもつ

て落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和4年石川県告示第123号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品又はこれと同等の類似品を迅速かつ確実に納入できることを証明する書類を令和4年11月4日(金)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和4年11月11日(金)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
令和4年11月11日(金)午後2時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Sodium Chloride for solid de-icing agent (1t Stuffing packing salt) 9,500t (maximum 14,800t)

(2) Delivery period

From the first day of contract through 31 March 2023

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 11 November 2022

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年10月28日

石川県知事 馳 浩

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社 北ファーム	金沢市	金沢市高柳町4字3番ほか18筆

2 認可年月日

令和4年10月28日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

令和4年10月28日

石川県知事 馳 浩

大野庄用水土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	南 藤 誠 一	金沢市藤江北2丁目89番地	令和4年7月24日
〃	竹 村 賢 一	金沢市桜田町1丁目121番地	〃
〃	松 尾 俊 明	金沢市松村5丁目178番地	〃
〃	角 田 秀 一 郎	金沢市戸水1丁目274番地	〃
〃	藤 江 洋 一	金沢市畝田中2丁目208番地	〃
〃	勝 田 正 人	金沢市観音堂町へ63番地	〃
〃	木 村 正 仁	金沢市出雲町イ8番地	〃
〃	佐々木 彦 人	金沢市無量寺町子215番地	〃
〃	吉 倉 勉	金沢市二口町ロ21番地2	〃
監事	浅 川 諭	金沢市普正寺町1の1番地	〃
〃	中 野 修 一	金沢市若宮町リ36番地	〃

〃	宮 本 昭 夫	金沢市寺中町ハ71番地	〃
---	---------	-------------	---

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	吉 岡 洋	河北郡津幡町字加賀爪ワ68番地5	令和4年9月22日
〃	松 井 賢 志	小松市今江町2丁目36番地	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和4年10月28日

石川県知事 馳 浩

大野庄用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	南 藤 誠 一	金沢市藤江北2丁目89番地	令和4年7月25日
〃	竹 村 賢 一	金沢市桜田町1丁目121番地	〃
〃	松 尾 俊 明	金沢市松村5丁目178番地	〃
〃	角 田 秀 一 郎	金沢市戸水1丁目274番地	〃
〃	服 部 章	金沢市畝田東1丁目44番地	〃
〃	村 田 記	金沢市観音堂町ヲ67番地3	〃
〃	木 村 正 仁	金沢市出雲町イ8番地	〃
〃	佐々木 彦 人	金沢市無量寺町子215番地	〃
〃	吉 倉 勉	金沢市二口町ロ21番地2	〃
監 事	宮 本 昭 夫	金沢市寺中町ハ71番地	〃
〃	中 野 修 一	金沢市若宮町リ36番地	〃
〃	福 田 修 二	金沢市普正寺町1の26番地1	〃

河北潟干拓土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	本 多 延 吉	河北郡津幡町字能瀬ウ54番地	令和4年9月23日
〃	橋 本 良	河北郡内灘町字向陽台2丁目262番地	〃

